

昭和57年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

開催日時・場所	議題	内容
第1回 S57.6.25	(1)ごち網漁業に対する委員会指示の期間満了に伴う新たな取扱方針の決定について	ごち網等の操業実態、これまでの要請等の説明を受けた。取扱方針を決定するまでには至らず、継続審議となつた。
第2回 S57.7.5	(1)ごち網漁業に対する委員会指示の期間満了に伴う新たな取扱方針の決定について	①57年度の取扱方針として、①操業実績のある船に限定して操業を承認、②承認期間を1年延長、することを決定した。
第3回 S57.8.4	(1)ごち網漁業の承認について	各漁協の同意を得て申請された9名の希望者について審議した。57年度取扱方針に基づき9隻を審議した。
	(2)小委員会の設置について	58年以降の取扱方針を決定するため、委員会指示の根拠、ごち網漁業からの転業促進の方途等を検討するための小委員会を設置することについて審議した。小委員会を設置し、委員会指示の根拠、ごち網からの転業を促進するための方途、補償要求の取扱方等について調査検討していくことになった。
	(3)漁協からの意向に基づき作成した漁業権の大筋の線引について	大筋の案について審議し、継続審議となつた。
第1回 (小委員会) S57.8.13	(1)委員長及び副委員長の互選について	委員長に西島氏、副委員長に上原氏を互選した。
	(2)ごち網漁業に関する陳情等の検討について	陳情を検討した結果、「ごち網漁業の救済及び将来の対策についての検討」及び「漁業権外での操業について検討」に項目を分類し、各々の項目ごとにこれまでの経緯、問題点及び考え方等議論できる資料を次回までに整理することとした。
	(3)委員会指示について	委員会指示に至るまでの経緯その後の経緯、法的根拠等の資料を次回までに整理することとした。
第2回 (小委員会) S57.8.19	(1)ごち網漁業の救済及び将来の対策について	西島委員長が整理した資料に沿って審議した。その結果、ごち網漁業の救済として補償と助成が考えられること、廃止で望むことが確認されており、今後どういう方法で廃止させていくか等について、より詳しい資料を次回までに整理することとした。
	(2)漁業権外漁場でのごち網漁業の操業について	ごち網漁業の漁業権外漁場での操業については、委員会指示が出された経緯、内容等を踏まえて審議した結果、このことと55年5月段階で準備中あるいは操業を希望している漁業者の取扱等の事実関係を確認する必要があると決定し、次回までに資料を準備することとした。
	(3)委員会指示について	事務局が準備した資料に沿って審議した。その結果、委員会指示に対する水産庁の見解を明らかにすべきであるとの意見があり、次回までに、資料を整理し直すこととした。
第3回 (小委員会) S57.8.31	(1)委員会指示の評価について	委員会指示の評価として(ア)委員会指示の時期、(イ)委員会指示における諸条件、(ウ)承認対象の範囲、(エ)承認漁業とした理由(オ)ごち網漁業の操業範囲の項目に整理された資料に沿って審議したが、結論をとりまとめるまでには至らなかった。
	(2)ごち網漁業について	54年12月にごち網漁業が導入されて以来、今日までの取扱経緯を順を追って説明し、概要を把握した。
	(3)助成策について	一利用可能な漁業資金として、現行の金融制度を説明したが、政策的な金融の新設の意見もあり、結論をとりまとめるまでには至らなかった。
S57.10.28	(1)委員会指示の評価について	委員会指示の評価として、前回に引き続き、(ア)委員会指示の時期、(イ)委員会指示における諸条件、(ウ)承認対象の範囲、(エ)承認漁業とした理由、(オ)ごち網漁業の操業範囲の5項目にわたり検討した結果、指示は妥当なものであるとの考えをとりまとめた。

第4回 (小委員会)	(2)漁業補償について	漁業補償について水産庁の見解、民法上の解釈をもとに検討した結果、ごち網漁業に係る補償は成立しないとの考えをとりまとめた
	(3)漁業権外漁場でのごち網漁業の操業について	漁業権外漁場での藻業について、嘆願の趣旨、指示の内容等に沿って審議した。その結果、操業できないとの考えに意見が一致したが、表現に不適当な部分があるので、次回にとりまとめを行うことになった。
	(4)助成策について	助成策について、(ア)現行の融資制度、(イ)政策金融の新設の可能性を検討したが、転業のための資金需要について調査すべきであるとの意見があり、次回までに調査結果を報告して、意見をとりまとめることとした。
	(5)今後の課題について	今後の課題について、審議した結果、58年以降のごち網漁業の取扱について指摘する必要があるとの意見一致により、次回にとりまとめることとした。
第5回 (小委員会)	S57.12.20	(1)漁業権外漁場でのごち網漁業の操業について 表現を一部訂正し、審議した結果、了解が得られた。
	(2)助成策について	転業のための資金需要量及びごち網漁具の現在の状況を報告した。さらに審議の結果、ごち網漁業からの転業を円滑ならしめるため、現行の融資制度での配慮を行政当局に、意見具申していくことを行うことになった。
	(3)今後の課題について	現在の委員会指示が58年7月に切れるため、58年8月以降における指示のあり方、調整規則の改正を今後検討しなければならないとの問題提起を行うことになった。
第4回	S58.1.17	(1)小委員会からの報告と承認について 小委員会が調査検討したことについて審議した。委員会指示の評価について、②漁業補償について、③漁業権外漁場でのごち網の操業について、④助成策について、⑤今後の課題について、に関し、全会一致で小委員会の結論を承認した。
	(2)知念村漁協からの要請書の回答について 補償はできないが、現行の融資制度を活用する旨回答することを決定した。	
	(3)知事への要請について ごち網は引き続き規制し、廃止で望むことになっていること、転業を促進するため、現行の融資制度を活用することを知事に要望することになった。	
	(4)58年度以降のごち網の取扱について 調整規則でごち網が禁止されるまでの間、委員会指示で禁止していく方途について、次回で検討することとした。	
	(5)その他報告事項 鹿児島船籍の底魚一本釣漁船が、無許可操業の疑いをかけられたことについて報告した	
第5回	S58.1.28	(1)ごち網漁業者が深海刺網に転業しようとする場合の取扱について ごち網からの転業に限り、3トン以上の船の深海刺網禁止という取扱方針を緩めて、許可することとした。
	(2)沖縄海区において、ごち網を禁止漁業とすることについて(質問) 早急に関係漁業者の同意等必要な手続きを経て、規則改正を進めることを決定した。	
	(3)沖縄海区における鹿児島県船籍の底魚一本釣漁船の操業について 鹿児島県から要望のあった許可の取得も含め、今後継続的に調査検討することとした。	
	(4)しゃこがいの殻長制限及び禁漁期を設定すること。かためんきりんさいの禁漁期の撤廃について(質問) 水産試験場の研究結果を基に審議した結果、早急に調整規則を改正し、殻長制限及び禁漁期の設定を行うことになった。また、かためんきりんさいの禁漁期については、撤廃することになった。	
	(5)小型まき網漁業の定数化及びたかさごの禁漁期設定に係る委員会指示の発動要請について 八重山漁協から要請のあったこのことについては、地元漁業者及び遊漁者双方からの再確認が必要であることから、継続審議とした。	

第 6 回	S58.2.10	(1)漁業権の漁場計画案について(諮問)	諮問された漁場計画案の概要説明を受けた。
第 7 回	S58.2.21	(1)漁業権の漁場計画案について	
第 8 回	S58.3.10	(1)漁業権の漁場計画案について	
公 聴 会	S58.3.22～3.26	(1)漁業権の漁場計画案について	八重山地区(石垣市)、宮古地区(平良市)、北部地区(名護市)、中南部地区(那覇市)の5地区で公聴会を開催し、利害関係者の意見を聴いた。